

# 雨水浸透阻害行為の許可事務概要等について

令和 5 年 3 月 2 4 日  
第 2 回逢瀬川流域水害対策検討会  
第 2 回谷田川流域水害対策検討会

# 特定都市河川法の制度・施策等

## 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

## 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



## 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることにならないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

## 保全調整池の指定

100 $\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

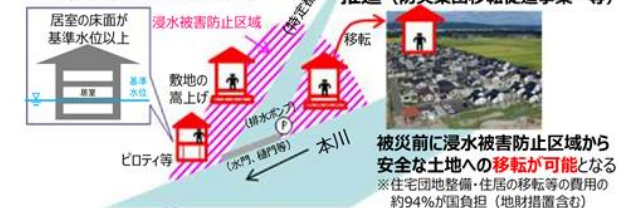
- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

## 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする  
被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業等)



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

## 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

# 指定に伴い即時に施行される事務等(ガイドライン)

## ■特定都市河川等の指定に伴い即時に施行される事務等

特定都市河川等の指定に先立ち事務の遂行に支障が生じないように、あらかじめ調査・調整等を行っておく必要がある。特に、特定都市河川等の指定と同時に施行される法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可に関する事務に関しては、指定をする旨の公示と同時に都道府県知事等が公示する基準降雨について、あらかじめ、河川管理者及び下水道管理者に意見聴取をしておく必要があるとともに、許可申請の受付や内容審査、その後の監督処分、立入検査、報告徴収等、多岐にわたる事務が生ずるため、流域内の市町村と都道府県間の中で調整・協議した上で、体制や基準等を整える必要がある。

分類	事務の内容	根拠法令	備考
指定と同時に施行される事務	<u>雨水浸透阻害行為の許可</u>	法第30条	
指定後、早期に実施する事務	流域水害対策協議会の組織	法第6条、第7条	
	流域水害対策計画の策定	法第4条	
	標識の設置の基準に係る条例の制定	法第38条第3項、 第45条第1項、 第54条第1項	

表 特定都市河川等の指定に伴い即時に施行される事務等（ガイドラインを一部修正）

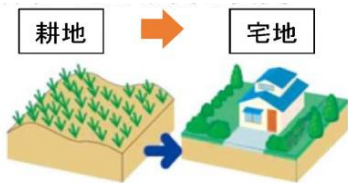
# 雨水浸透阻害行為の許可事務概要

## ■雨水浸透阻害行為の概要

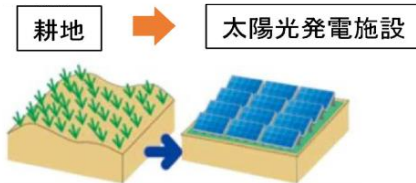
- 特定都市河川に指定されることにより、雨水浸透阻害行為(面積1,000m<sup>2</sup>以上)に対して、雨水貯留浸透施設の設置及び県知事等の許可が必要になります。  
(開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により、雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるものです)

## 対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例

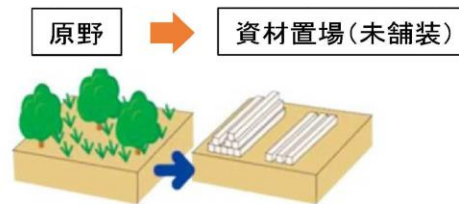
1.「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



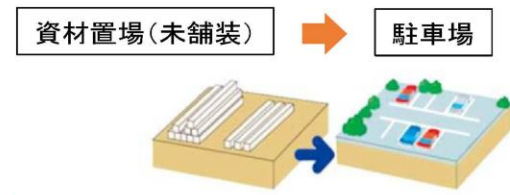
2.「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3.ローラー等により土地を締め固める行為



4.土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



「宅地等」に含まれる土地 : 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」 : 山地、林地、耕地、原野等(※太陽光発電施設は宅地に該当)

※既に「宅地等」の場合、規制対象とならない

対策を行うことで、ピーク流出量を行為前のピーク流出量に抑える

# 雨水浸透阻害行為の許可事務概要

## ■雨水浸透阻害行為の対策事例

- **雨水貯留施設**には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。
- **雨水浸透施設**には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などのタイプがあり、浸水被害を防止・軽減するとともに、地下水の涵養にも効果があります。
- なお、貯留施設と、浸透施設を組み合わせ、1つの対策工事として実施することも可能です。

### 対策事例【貯留施設】

#### 【調整池】



#### 【地下貯留施設】



### 対策事例【浸透施設】

#### 【排水性舗装】



#### 【透水トレンチ】



#### 【浸透ます】



# 雨水浸透阻害行為の許可事務概要

## ■雨水浸透阻害行為の許可権者

- 【法第30条】特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事等※の許可を受けなければならない。

※都道府県知事等とは、①都道府県、②政令指定都市、③中核市、④地方自治法第252条の17の2に基づき条例により権限が委譲された市町村の長。

### 【特定都市河川法】雨水浸透阻害行為の許可権者（窓口）

流域	逢瀬川流域		谷田川流域	
市町村	郡山市		郡山市	須賀川市 平田村
許可権者（窓口）	郡山市（中核市）		郡山市（中核市）	県 県中建設事務所

### 【参考】他法令における許可権者（窓口）

流域	逢瀬川流域		谷田川流域	
市町村	郡山市		郡山市	須賀川市 平田村
都市計画法	郡山市（中核市）		郡山市（中核市）	須賀川市(権限移譲) 県 県中建設事務所
森林法	県 県中農林事務所		県 県中農林事務所	
地すべり防止法等	県 県中建設事務所		県 県中建設事務所	

# 雨水浸透阻害行為の許可事務概要

## ■他法令に基づく制度との関係

- 既存の他法令に基づく許可等に加え、**雨水浸透阻害行為の許可を個別に行う必要**がでてくる。  
(関連する法令:都市計画法、森林法、地すべり防止法等)
- 都市計画法の開発行為に該当しない行為**(例:耕地⇒駐車場)も、1,000m<sup>2</sup>を超える土地の宅地等への改変を行う場合は、**雨水浸透阻害行為の許可が必要**になる。

根拠法	区域	開発等の面積			
		1,000未満	1,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満	3,000m <sup>2</sup> 以上 1ha未満	1ha以上
都市計画法	市街化調整区域	一次放流先の同意 ※必要に応じて貯留施設等を設置			必要に応じて雨水流貯留浸透施設等の設置
	市街化区域		一次放流先の同意 ※必要に応じて貯留施設等を設置		
	非線引き都市計画区域			一次放流先の同意 ※必要に応じて貯留施設等を設置	
	準都市計画区域				
	上記以外の区域				
特定都市河川浸水被害対策法		<b>雨水貯留浸透施設の設置</b>			

【参考】都市計画法における流出抑制等の基準（県）と特定都市河川法との関係

# 雨水浸透阻害行為に係る検討項目

## ■ 雨水浸透阻害行為に係る検討項目

### ① 雨水貯留浸透施設の技術的基準に係る項目

● 雨水貯留浸透施設の規模は、法、施行令、施行規則に基づき、技術的基準(以下、1)～3))により定められる。

1) 基準降雨・・確率年10年(年超過確率1/10)を標準

福島県・郡山市で検討中  
(指定に併せて公示が必要)

2) 流出係数・・流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

3) 対策規模の算定・・雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らない

### ② 許可事務体制等に係る項目

福島県・郡山市で検討中

● 許可事務体制(窓口等)の調整

● 審査マニュアル、ガイドライン等の作成・公表

● 雨水浸透阻害行為(完了後の標識設置)に係る条例の制定

### ③ 流域内住民等に対する周知に係る項目

● 開発時の許可申請に係る内容の事前広報(説明会、ポスター、リーフレット、HP等)

⇒ 釈迦堂川の取組も参考に、国、県、流域市村で調整を進める。